



※保険請求の質問は、協会事務局までお電話ください。平均毎月300件以上の質問に対応しています。

## 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い

2020年12月15日に、厚労省から事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)」が発出されました。

6歳未満の乳幼児に対する外来診療において初診料・再診料を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算とは別に、**乳幼児感染予防策加算(55点)**をさらに加えて算定できることが示されました。

乳幼児感染予防策加算は、初診料に対する乳幼児加算(40点)、再診料に対する乳幼児加算(10点)、再診時歯科外来診療環境体制加算(5点)、それぞれに相当する点数を合算した点数であるとされています。

算定例：初診料261点+乳幼児加算40点+55点のように算定が可能です。

この臨時的な取扱いは、**12月15日から2021年2月診療分まで**の措置とされています。3月診療分以降については次年度予算編成過程で、あらためて検討することとされています。

### (1) 算定要件と点数

6歳未満の乳幼児に対して、特に必要な感染予防対策を講じ、患者またはその家族などに対して院内感染予防などに留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得た上で診療を行った場合、初・再診料および要件を満たして算定する加算点数とは別に、乳幼児感染予防策加算(55点)を算定することができる。

区分番号	歯科診療行為名称	点数	請求コード
A999-00	乳幼児感染予防策加算 (新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的取扱い)	55点	301077770

### (2) 留意事項

① **「特に必要な感染予防対策」**とは、「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症2019(COVID-19)診療指針・第1版(小児COVID-19合同学会ワーキンググループ)」を参考に、小児の外来における院内感染防止などに留意した対応を行うこととされ、具体的な対応例は下記のとおり。

[ 院内感染防止などに留意した対応の例 ]

- ・ ひとりの患者ごとに手指消毒を実施する。
- ・ 家庭内・保育園内などでの感染徴候の有無を確実に把握する。
- ・ 手指の高頻度接触面(ドアノブ、手すり、イス、スイッチ、キーボードなど)を定期的に清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所を重点的に行う。

② 電話や情報通信機器などを用いた診療を行った場合は、算定できない。

※ 現時点では、請求方法(レセプト記載)などについて示されていません。通知などが発出され次第、保険医新聞などでお知らせいたします。